

垂水市新規就農者支援対策事業実施要綱（令和4年3月31日告示第32号の11）

最終改正：

改正内容：令和4年3月31日告示第32号の11 [令和4年4月1日]

（趣旨）

第1条 この要綱は、垂水市の基幹産業である農業において、農業従事者の高齢化、後継者不足等が進行する中で、持続可能な力強い農業の実現と地域農業の振興を図るため、新規就農者の経営不安定な就農直後の生活費を支援すると共に、農作業の省力化や生産性向上に向けた機械の導入に対して、予算の範囲内で垂水市新規就農者支援対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規就農者 販売を目的として、市内で新たに農業を営む経営体で、後継者を含む。
- (2) 就農日 原則として、農地の所有権又は利用権を新規就農者が有した日とする。ただし、相続等により実際の営農開始日より前に農地を所有した場合や農地を有しない営農形態である場合等は、農業機械及び施設の売買若しくは貸借の契約書又は購入の際の領収書、本人名義の農産物出荷伝票、生産資材の領収書等により確認する。
- (3) 市税等 垂水市における市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、水道使用料をいう。
- (4) 滞納 申請する年度において、市税等の過年度分の未納額があることをいう。

（補助の内容）

第3条 補助の内容は、次のとおりとする。

- 1 支援事業 経営開始直後の新規就農者に対して補助金を支給する。
- 2 整備事業 農産物の生産、出荷及び販売等その他農業経営の改善に必要な機械の取得に関する経費を補助する。ただし、新規就農者が自らの経営のために、要した経費に限る。なお、経費はそれぞれの整備事業ごとに、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) それぞれの整備事業について、単年度で完了すること。
 - (2) 原則として、事業の対象となる機械は、残存耐用年数がおおむね5年以上のもの（中古農業用機械である場合には、2年以上のもの）であること。
 - (3) 運搬用トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステムについては、次に掲げる要件を全て満たすことであること。
 - ア 他用途に使用されること。
 - イ 農業経営において真に必要であること。
 - ウ 導入後の適正利用が確認できるものであること。
- (4) 本事業以外の他の補助事業の対象として整備するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者（就農開始の日までに市内に住所を有することを確約した者を含む。）であること。
- (2) 就農日において年齢が、満55歳以下の者であり、農業経営者となることについての強い意欲をもって、主宰権を有していること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けている者又はこれと同等の能力があると認められる者であること。
- (4) 前年度の農業所得が370万円以下であること。ただし、当該所得が超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。
- (5) 農業生産等の従事日数が年間150日かつ年間1,200時間以上であること。
- (6) 生産物や生産資材等を申請者の名義で出荷及び取引をし、主たる収入が農業収入であること。
- (7) 受給期間満了後、引き続き3年以上市内に住所を有し、農業へ従事すると認められる者であること。
- (8) 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を申請者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- (9) 原則として、生活費の確保を目的とした国、県等他の事業による補助等を受けている者でないこと。
- (10) 市税等を滞納していないこと。

（補助額、交付期間及び補助率）

第5条 支援事業については、月額3万円を支給し、補助対象期間は、就農月より最長3年間とし、申請月から1年に限り、遡り支給することができる。

- 2 整備事業については、1件当たりの補助率を補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、1,000円未満は切捨てとする。
- 3 整備事業の期間、件数、補助上限額については、次の各号のいずれかとする。ただし、交付決定後に期間、件数、補助上限額の変更は認めないものとする。
 - (1) 就農月より3年以内4件までとし、補助額は25万円を上限とする。
 - (2) 就農月より3年以内2件までとし、補助額は50万円を上限とする。
 - (3) 就農月より3年以内1件までとし、補助額は100万円を上限とする

（就農計画の承認申請）

第6条 補助金を受けようとする者は、就農計画の承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助する必要があると認めた場合は、就農計画承認書（第2号様式）により通知する。

（補助金の交付申請）

第7条 支援事業補助金の交付を受けようとする者は、垂水市新規就農者支援対策事業(支援事業)補助金交付申請書(第3号様式)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 整備事業補助金の交付を受けようとする者は、垂水市新規就農者支援対策事業(整備事業)補助金交付申請書(第4号様式)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めたときは、垂水市新規就農者支援対策事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により申請者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 補助事業者は、前条の規定により決定通知を受けた事業内容について、変更要件が生じたときは、垂水市新規就農者支援対策事業補助金変更申請書(第6号様式)を市長に提出してその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、垂水市新規就農者支援対策事業補助金変更交付決定通知書(第7号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、支援事業が完了したときは、垂水市新規就農者支援対策事業(支援事業)実績報告書(第8号様式)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、整備事業が完了したときは、垂水市新規就農者支援対策事業(整備事業)実績報告書(第9号様式)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、関係書類を審査し、適切と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、垂水市新規就農者支援対策事業補助金交付確定通知書(第10号様式)により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助事業者が補助金を請求しようとするときは、垂水市新規就農者支援対策事業補助金請求書(第11号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、垂水市新規就農者支援対策事業補助金概算払申請書(第12号様式)に前項の規定による請求書及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払することが適當であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、補助金交付決定額の範囲内において補助金を交付する。

(経営の中止又は休止)

第13条 補助事業者は、営農を中止し、又は休止する場合は、中止又は休止届(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による中止又は休止届の提出を受けたときは、補助金の支給を中止し、又は休止する。

3 前項の規定により休止した営農を再開する場合は、営農再開届(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による営農再開届の提出を受け、適切に営農を行うことができると認めたときは、補助金の支給を再開する。

(状況報告)

第14条 支援事業終了後、交付期間と同期間は毎年4月末日までに、その前年の就農状況報告書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 整備事業完了後、3年間は毎年4月末日までに、その前年の利用状況について、利用状況報告書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、就農状況報告書及び利用状況報告書の提出を受けたときは、状況確認を行い、適切に営農を継続しているか確認する。

(補助金の返納)

第15条 次の各号のいずれかに該当した者は、補助金を全額返納するものとする。

- (1) 就農状況報告及び利用状況報告を行わなかった者
- (2) 支援事業の交付期間と同期間営農を継続しなかった者
- (3) 整備事業において取得した機械を処分した者
- (4) 第4条に定める補助対象者の要件を満たさなくなった者
- (5) その他営農の継続が難しいと市長が認めた者

(返納の免除)

第16条 前条の規定により返納を受けた者で、病気や災害などやむ得ない事情と市長が認めたものは、補助金の返納を免除することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。